

人間環境大学大学院研究生規程

(準拠)

第1条 この規程は、人間環境大学大学院学則（以下「大学院学則」という）学則第42条の規定に基づき、人間環境大学大学院研究生（以下「研究生」という）に関して必要な事項を定めるものとする。

(研究生の定義)

第2条 この規程に定める研究生とは、特定の指導教員の下に研究を行う者をいう。

- 2 前項に定める者の他、人間環境大学大学院を修了し、研究科の指導教員の下に、人間環境大学臨床心理相談センターまたは人間環境大学こころの相談支援センターで研修相談員として活動を行うことを目的として、その許可を受けた者を研究生とすることができる。

(入学資格)

第3条 本学大学院の修士課程または博士前期課程の研究生として入学できる者は、大学を卒業した者、またはこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、当該研究科相当の学力を有すると当該研究科が認めた者とする。

- 2 本学大学院の博士後期課程の研究生として入学できる者は、大学院修士課程の修了者、またはこれと同等以上の学力を有すると当該研究科が認めた者とする。

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

(1) 入学願書

(2) 研究計画書

(3) 卒業（見込）証明書または修了（見込）証明書、および成績証明書

(4) 現に職業に従事している者、または在学中の者は、所属長または学長の受験承諾書

(5) その他、必要な書類

- 2 第2条第2項の研究生として本学大学院を修了し、人間環境大学臨床心理相談センターまたは人間環境大学こころの相談支援センターにおける研修相談員として活動にあたる者は、前項第2号、第3号および第4号の書類は不要とし、検定料は免除する。

(入学時期・入学許可)

第5条 研究生の入学時期は、各年度の始めからとする。ただし、特別の事情があるときと学長が認めたときは、この限りではない。

- 2 入学を志願した者については、別に定めるところにより選抜を行う。
- 3 研究生の入学は、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(入学金・研究料等)

第6条 入学を許可された者は、入学金、研究料および教育充実費を所定の期日までに納付しなければならない。

2 次の各号に定める者については、入学金を免除する。

(1) 本学を卒業した者

(2) 本学大学院を修了した者

(3) 本学大学院博士後期課程を単位取得退学した者

3 本学大学院を修了し、人間環境大学臨床心理相談センターまたは人間環境大学こころの相談支援センターにおける研修相談員として実務にあたる者は、研究料および教育充実費を免除する。

(研究期間)

第7条 研究生の期間は、1年とする。

2 研究を継続する必要があるときは、学長の許可を得てその期間を延長することができる。

(検定料の免除)

第8条 前条第2項により、その期間を延長する場合は、検定料を免除する。

(授業の聴講)

第9条 研究生は、指導教員が必要と認めた場合は、科目担当教員の承認を経て、大学院および学部の講義・演習・実験・実習または実技に出席することができる。

(単位認定)

第10条 研究生の研究については、単位の認定は行わない。

(施設等の利用)

第11条 削除

(身分証明)

第12条 削除

(証明書の発行)

第13条 学長は、研究生が相当の成績をあげたと認めた場合には、研究科委員会の議を経て、研究を修めた旨の証明書を交付することができる。

(研究費用の負担)

第14条 削除

(研究許可の取り消し)

第15条 削除

(規程の準用)

第 16 条 この規程に定められていない事項については、大学院学則を準用する。

(規程の主管部署)

第 17 条 この規程は、教務部が主管する。

(規程の改廃)

第 18 条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。
ただし、

附則 この規程は、平成 25 年 2 月 14 日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成 26 年 12 月 10 日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成 28 年 8 月 31 日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程（改正）は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。